平成２８年（フ）第５３号
相模原市中央区陽光台２丁目５番11号　メゾンエス陽光台206
債務者　櫻井　和美
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１号
沖縄県那覇市繁多川３丁目８番28号　メゾンＩＴＯＫＡＺＵ２－Ｃ
債務者　吉田　庄次
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０８号
埼玉県白岡市白岡1484番地２　ローヤルシティ白岡705
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
新潟市東区はなみずき２丁目３番７号　あしぬま荘
債務者　山崎　哲男
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石戸　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
新潟県阿賀野市南安野町10番８号
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４３号
高知市横浜西町27番５号
債務者　金子由美子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７５号
福岡県中間市大字垣生1381番地２
債務者　安田　絹子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０１号
山形市南栄町３丁目６番14号　ルミネ96 103号
債務者　齋藤　　久
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　善大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６１号
大阪市東住吉区鷹合２丁目15番20号
債務者　石橋　公夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６号
大阪府和泉市上代町670番地の46、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目６番10－1007号
債務者　前田いずみ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県西宮市甲子園一番町１番22号　阪本ハイツ６号、前住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目４番16号
債務者　川西庸一郎
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０号
奈良県吉野郡黒滝村寺戸67－１、住民票上の住所奈良県五條市釜窪町906番地の16
債務者　中立　勝久
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤宗　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第５０１号
岡山市北区東花尻86番地１シャトル春水Ｅ102号
債務者　渡邊　貴文
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
岡山県倉敷市玉島1559番地７レオパレス21アムールソフィア102号、旧住所岡山県倉敷市倉敷ハイツ３番12号
債務者　佐藤　茂樹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２号
北九州市門司区栄町11番22号
債務者　田中　信治
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９２８号
名古屋市港区野跡４丁目３番４－504号　みなと荘、従前の住所名古屋市港区神宮寺２丁目801番地２　パレス神宮寺702
債務者　長谷川節子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０号
岡山県浅口市鴨方町みどりケ丘３丁目297番地
債務者　生野　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係